

上山市空き店舗等リノベーション支援事業

空き店舗・空き家等をお持ちの方や借りている方が建物を改修して出店したい場合など、その費用や店舗賃借料を補助します。



空き店舗・空き家等改修支援

◆補助対象区域

上山市立地適正化計画における都市機能誘導区域

◆補助対象者

空き店舗や空き家等の購入（予定）者、借用者（個人、法人、市民活動団体等）

◆補助対象経費・金額

①出店のための改修費の1/2又は100万円のいずれか低い額

②店舗等賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費等を除く）の1/2

ただし、店舗等の営業開始日が属する月以降、月額5万円上限、12ヶ月間以内。

◆補助要件

①都市機能誘導区域の道路に面した空き店舗等を改修するものであること。（テナントビル等の空きスペースを改修して出店する場合は、当該テナントビルが都市機能誘導区域の道路に面していること。）

②週4日以上営業し、営業時間が1日4時間以上であること。

③店舗等の所在する商店街団体等の構成員として承認を受け、その活動に参加すること。組織されていない区域では、上山市商工会に加入すること。

④申請前に、事業計画書と収支予算書に関して、上山市商工会の経営指導を受け承認を得て、開店後1年間は毎月経営指導を受けること。

⑤中活区域内の店舗移転ではないこと。

⑥中活区域内に既に店舗を有している場合、空き店舗等を活用した出店後、3年以内に既存店舗を閉店しないこと。

⑦風営法第2条に規定する営業ではないこと。

⑧フランチャイズ加盟小売店、大規模小売店ではないこと。

⑨市税等の滞納がないこと。

⑩空き店舗や空き家等の所有者又は管理者本人ではないこと。（空き店舗や空き家等の購入（予定）者は除く）

⑪同一箇所の建築等において、国、県、市、その他の団体等の補助を受けていないこと。

⑫出店後3年以上事業を継続すること。

◆業種

①小売業（無店舗小売業は除く）

②飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブ等は除く）

③生活関連サービス業及び娯楽業

※補助金の交付を申請する場合は、

事前に上山市商工課までご相談ください。

＜問合せ先＞上山市商工課商工振興係

TEL 023-672-1111 内線184